

# 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の 提出を求める請願書

## 【請願趣旨】

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。消費税の8%への増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。国民の間からは、増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費の負担増、賃金低下、物価上昇の「三重苦」のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。さらに大規模な自然災害も相次いでいます。まさに安心してくらすことができない状況です。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行うことを宣言しました。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック後の景気後退との連動による深刻化も懸念されています。

加えて税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。さらに中小企業・小規模事業所の経営困難が相次ぐといわれ、それにとまらぬ雇用の悪化も深刻な問題となります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大するという税制の大原則である“応能負担”を根本から破壊する欠陥を持つ悪税です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。タックスヘイブンなどの課税逃れを許さず、法人税の累進課税化をすすめ、軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、

地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

[請願事項]

- 一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと

平成 31 年 2 月 15 日

和歌山県議会議長 藤山 将材 様

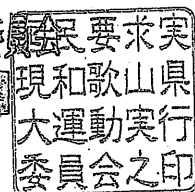
請願者

住 所 〒640-8281 和歌山市湊通丁南1-1-3  
名城ビル2階

団体名 国民要求実現和歌山県大運動実行委員会

代表者 実行委員長 東山邦夫

電話番号 TEL 073-436-3520



<意見書> (案)

内閣総理大臣 安倍 晋三殿

## 「2019年10月の消費税増税中止を求める意見書」

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。消費税の8%への増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次いでいます。自治体の財政も消費税が大きく圧迫しています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行うと宣言しました。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。さらに、2020年オリンピック・パラリンピック後の景気後退との連動による深刻化も懸念されています。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、原材料費、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の対象分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入される「インボイス(適格請求書)制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。さらに中小企業・小規模事業所の経営困難が相次ぐといわれ、それにもなう雇用の悪化も深刻な問題となります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大するという、税制の大原則である“応能負担”を根本から破壊する欠陥を持つ悪税です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、タックスヘイブンなどの課税逃れを許さず、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきです。法人税の累進課税化をすすめ、税金の集め方、使い方を見直し、軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税率10%への引き上げは中止することを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

議 会

議長名